



(よしいえくん)

# 進路だより

平成27年12月24日

<第2号>

いわき養護学校くぼた校

キャリアサポートグループ

## ～産業現場等における実習・進路懇談会を振り返って～

後期の産業現場等における実習では、1年生も校外へ出て、多くのことを学んでくることができました。そして、評価や実習での様子をもとに保護者の皆様においでいただき、進路懇談会についても次につながる実のあるものとすることができました。お忙しい中、御出席いただきありがとうございました。

くぼた校がスタートし、7ヶ月の学びを生かした実習となりました。生徒たちは、疲れを見せたり集団の中で悩んだりしながらも、実習業務に積極的に取り組みことができました。実習を終えて、関係者の皆さんと話し合った結果、本校として取り組んでいかなければならない課題がいくつか表れてきました。

### <生徒指導について>

#### ①「慣れによる言葉遣いのみだれ」をなくしていくために

くぼた校入学時、言葉遣いについてあまり意識していなかった生徒でも、作業学習の時などは、適切な言葉遣いができるようになってきました。しかし、学校生活全体で見ると、「慣れによる言葉遣いのみだれ」がうかがえ、まだまだ課題が残る現状です。場に応じた言葉遣いできていても、この「慣れ」が評価を落としてしまう一因とならないように心がけていきたいと思います。

#### ②「社会生活における気遣い」の言葉・態度の実践

「ご苦労様でした」「お疲れ様でした」相手を気遣う言葉として生徒たちはよく使っています。でも生徒たちは両者の関係性にまで言葉の意味を把握してはいません。上司や先輩たちに相対するときの姿勢についても、その立ち姿はどうあるべきか？聞いて・見て覚えると学校ではその関係性が逆転してしまうため一つ一つ取り上げて説明していかないと誤って身につけてしまいがちです。意識化できるよう、学校生活の中で日ごろから注意していきたいと思います。

#### ③「自立に向けた通勤方法」の学習実践

今回、路線バスを使った実習先への通勤を行ったケースがありました。車社会の現在、一般の中学・高校生でさえ、初めて路線バスや列車を使うという生徒が多いです。産業現場等における実習において、路線バスや列車を使用できることは、本人の社会自立に向けてとても良いチャンスであると思います。

ただし、安全面での配慮は大切です。くぼた校では御家庭と協力し、安全面に配慮した段階的な事前指導を実践した上で取り組むようにしています。これは、実習の時のみならず、普段の家庭生活の中でもできることです。本人の生活経験の拡大を図る上でも、是非一度、担任と御相談ください。

## ＜職場開拓（企業）について＞

企業への就職を勧めていくにあたって、障がい者の法定雇用率を達成しようとする企業は以前より増えてはいるもの、ハローワークにおける障がい者枠専門の求人は皆無に等しいと言えます。そのため、学校における産業現場等における実習が即、職場開拓へとつながっていきます。限られた実習を生かしていくために、その前の職場見学なども大切な職場見学の機会となります。

本校では、企業就労希望者が本格的に学習活動を展開できる来年度より、学校ぐるみの企業開拓を進めていきたいと考えております。保護者の皆様においても、地域の就労に関心を寄せていただき、学校へ情報を寄せていただけると幸いです。

## ＜職場開拓（福祉関連事業所）について＞

御承知のとおり、地域の福祉関連事業所の数には限りがあり、南部地域には特に少ない現状があります。さらに、現在の運営システム上仕方がないことなのですが、どの事業所においても定員を満たしており、利用者の出入りか現体制で受け入れられる範囲での相談という回答を聞くことがほとんどです。

このような状況下において、福祉関連事業所への地域のニーズを伝えていくことはとても大切なこととなります。行政は、ニーズがあって初めて動き出します。声が上がらないところにサービスは成立しません。行政に対しても福祉関連事業所に対しても機会をとらえて声を上げていく動きが必要です。保護者の皆様の声が一番大切となるのです。

## ～「障害支援区分」って何？～

18歳を迎えると福祉行政の取り扱いが「児」から「者」に移ります。そして、卒業後の生活で障がい福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」判定等の手続きが、必要となってきます。これは、障害者総合支援法に基づき担当機関が実態等を把握し、必要な標準的支援段階を1～6に区分することで、本人の実態に必要な障害福祉サービスが利用できるようにするために行うものです。

今年度より、いわき市内の特別支援学校合同で、前回説明しました「就労継続支援B型事業所利用にかかるアセスメント」と併せて、「いわき地区障害支援区分に関する地区別相談会」を平成28年2月5日、高等部2学年の生徒・保護者を対象に、いわき養護学校（本校）を会場に行います。詳細は、該当学年の御家庭に配付しましたが、1学年の皆様にも見通しをもって御承知おきください。

＜本校生が居住する地域の手続きに必要な関係機関＞

◎相談窓口：勿来・田人地区保健福祉センター（勿来支所内）電話63-2111

◎委託相談支援事業所：いわき地域療育センター（なこそ授産所隣）

住所：いわき市錦町重殿15 電話65-6266